

佐世保工業高等専門学校研究報告規程

(平成16年4月1日制定)

(目的)

第1条 この規程は、佐世保工業高等専門学校情報基盤センター規則第18条の規定に基づき、佐世保工業高等専門学校研究報告（以下「研究報告」という。）の発刊に必要な事項を定める。

(投稿資格)

第2条 研究報告に投稿することができる者は、本校の教職員及び本校教員との共同研究者とする。ただし、本校職員については、本校教員2人の推薦を必要とする。

(論文の内容)

第3条 研究報告の投稿論文は、学術的、教育的に価値のある結論あるいは事実を含むものでなければならない。

(形式等の確認)

第4条 執筆者は、原則として投稿論文と同分野の教員（以下「確認者」という。）を選定して書式及び体裁の確認を依頼し、当該確認を経た論文を投稿するものとする。

2 適当な確認者がいない場合は、執筆者の所属学科長（基幹教育科は基幹教育科長）がその任を負うものとする。

(論文の採否)

第5条 研究報告に掲載する論文の採否は、情報基盤センター運営委員会の議を経て決定する。

(発刊)

第6条 研究報告は、原則として年1回発刊する。

2 情報基盤センター長（以下、「センター長」という。）は、前項の発刊にあたり、発刊予定年度の前年度に各学科及び基幹教育科に対し、次年度の発刊について意見聴取を行うものとする。

3 センター長は、前項の回答を取りまとめ、情報基盤センター運営委員会の議を経て、発刊の可否を決定する。

4 センター長は、第2項の意見聴取の結果、情報基盤センター運営委員会において発刊が不適当と判断された場合は、当該年度の発刊を中止することができる。この場合において、センター長は、速やかにその旨を各学科へ通知しなければならない。

(著作権)

第7条 研究報告に掲載された論文等の著作権及び電子的形態による利用も含めた包括的な著作権は、佐世保工業高等専門学校に帰属するものとする。ただし、著者自身が自著の記事を複製、翻訳などの形で利用することは差し支えない。

(投稿要領)

第8条 研究報告の投稿要項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月27日一部改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。